エイチ・エス損保 2023

ディスクロージャー誌

エイチ・エス損害保険株式会社

目 次

はじめに …… 2
企業概要 …… 2
代表メッセージ …… 3
エイチ・エス損保の目指す姿 …… 4
トピックス …… 5
CSR（企業の社会的責任） …… 6

Ⅰ 当社の概況および組織

1 代表的な経営指標 …… 8
2 当社の沿革 …… 8
3 経営組織 …… 9
4 株主・株式の状況 …… 10
5 役員の状況 …… 10
6 会計監査人の状況 …… 12
7 従業員の状況 …… 13

Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

1 取扱商品 …… 14
2 各種サービス …… 15
3 保険の仕組み一般 …… 17
4 保険約款 …… 18
5 保険料 …… 18
6 保険金のお支払い …… 18
7 保険募集 …… 20

Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項

1 2022年度における事業の概況 …… 22
2 直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 24
3 業務の状況を示す指標 …… 25
4 責任準備金の残高の内訳 …… 39
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト） …… 39
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表 …… 40

Ⅳ 保険会社の運営

1 お客さま本位の業務運営に関する方針 …… 41
2 リスク管理体制 …… 47
3 法令等遵守の体制 …… 49
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 …… 50
5 社外・社内の監査・検査体制 …… 50
6 コーポレートガバナンスの体制 …… 51
7 内部統制システムの構築に関する基本方針 …… 52
8 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言） …… 54
9 反社会的勢力の排除のための基本方針 …… 60
10 利益相反管理の基本方針 …… 61

Ⅴ 財産の状況

1 計算書類 …… 62
2 保険業法に基づく債権 …… 69
3 元本補填契約のある信託に係る債権の状況 …… 70
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率） …… 70
5 時価情報 …… 71
6 その他 …… 72

はじめに

当社の経営方針や事業概況、財務状況等をご説明した「エイチ・エス損保２０２３」ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てば幸いです。

※本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。記載された情報は、別途記載がある場合を除き 2023 年 3 月 31 日現在のものです。

企業概要

会社名	エイチ・エス損害保険株式会社 （英文：H.S. Insurance Co., Ltd.）
事業内容	損害保険業
本店所在地	〒104 0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A
設立	2005 年 5 月 24 日 （エイチ・エス損保プランニング株式会社として設立）
資本金	1,612 百万円
株主	株式会社エイチ・アイ・エス （出資比率 100%）
加入団体	損害保険契約者保護機構 損害保険料率算出機構 一般社団法人日本損害保険協会

代表メッセージ

平素より当社の事業に格別のご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。また、感染症対策のために日夜ご尽力いただいている医療従事者や関係者の皆さまにも、心からの感謝の意を表します。

新型コロナウイルス感染症は世界各国に未曽有の災厄をもたらし、私たちの生活様式や社会環境に大きな影響を与えました。現在もその影響が続いておりますが、昨年度は政府の持続的な景気対策の効果もあり、経済活動は回復の兆しを見せ、社会全体がウィズコロナから新たなステージへ移行し始めています。

当社は、海外旅行保険の引受を主力事業としており、その市場である海外旅行分野において、政府による感染症危険情報レベルの引下げや日本入国時の水際対策の大幅な緩和など、国際的な人流回復に向けた動きが顕著に見られ、事業も段階的に回復しています。

一方で、旅行者の皆さまにとっては、日々変化する情勢により、感染対策以外に各国の入出国条件や行動制限などの情報入手と手続きが必要となりました。これにより、旅行前の不安や不便を招くこととなりました。そのため、当社では公式ホームページ（https://www.hs-sonpo.co.jp/）において、最新の情報を発信し、損害保険事業の側面から安全と安心を提供し、皆さまの不安解消に努めてまいりました。

当社は、企業理念として「人々をリスクから解放して幸せにする」というミッションを掲げており、事業活動の基軸としています。また、ブランドコンセプトは「わかりやすい、つながりやすい」と定め、日々進化するテクノロジーとデータを活用するためにデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進し、リスクの軽減に向けた取組み強化を加速させるため 2022 年 11 月に「データマネジメント部」を立ち上げました。皆さまを取り巻く環境の変化やリスクの変化など、データを効果的に活用し、皆さまの声に対応する有用な商品の開発・サービスの提供に一層、取り組んでまいります。

最後になりますが、当社は、常に安心と満足を第一に考え、信頼される保険会社であり続けることをお約束いたします。
今後も、皆さまのご支援とご鞭撻をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

2023 年 7 月

エイチ・エス損害保険株式会社
代表取締役社長
堤 信博

エイチ・エス損保の目指す姿

私たちは、持続的な成長と企業価値の向上を目的として、ミッション、ビジョン、バリューで構成する企業理念を定めています。

リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心で豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指しています。

企業理念

トピックス

2022 年度の主なトピックスは、次のとおりです。

● みんなにフィット！FIT（フィット）海外旅行保険の開発

ダイバーシティ推進を意識した商品内容や手続きのペーパーレス化、マイページの設置、LINE でのサポートなど、お客さまのニーズに合わせて利便性を高めました。同時に、取扱代理店様向けのシステム刷新や管理体制の強化を行いました。

① FIT 海外旅行保険の開発

従来、取り扱っていた商品の手続き面をペーパーレス化することにより、ご旅行出発間際の契約手続きの煩わしさを解消しました。また、多様なご家族の形態に対応できるように引受方法を変更し、グループプランなどの複数名契約の追加や、持病をお持ちの方に対応した応急治療・救援費用特約の新設などを行いました。

② 保険商品取扱代理店向けシステム「HOWS」の開発

取扱代理店様のニーズに応えるため、FIT 海外旅行保険の販売機能に加え、各種集計などの機能を備えた代理店ポータルを開発しました。2023 年度以降も随時機能を追加し、代理店様に喜ばれるシステムを構築することを目指してまいります。

● 「わかりやすい」新型コロナウイルス関連情報の発信

日々変化する新型コロナウイルス関連の情報をまとめた特設ページをホームページに設置いたしました。当該ページでは、お客さまの不安や疑問にお応えできるよう、「補償対象になる主な費用」、「保険金請求時の必要書類」、「新型コロナウイルス補償に関する Q&A」などをわかりやすく整理して公開しております。また、主要各国の現地情報や感染対策情報なども公開し、旅先での安全・安心につながる取組みを行いました。

● 「つながりやすい」ボイスボットによる事故受付開始

「ネット海外旅行保険 たびとも」において、これまでの電話やマイページからの事故受付に加えて、ボイスボットでの事故受付を導入しました。お客さまからの「電話が繋がりにくい」といったご意見にお応えし、スマートフォンからアクセスし、案内メッセージに従ってご入力いただくことで事故の受付を完了できるようにしました。今後もお客さまの利便性を考慮したサービスを提供していく予定です。

● データマネジメント部の新設

有用なデータの収集・管理、データの分析・活用を主管する部署として、2022 年 11 月に「データマネジメント部」を新設しました。専門部署の設立により、データの効果的な活用を促進し、お客さまに有益な情報やさらに良い商品・サービスを提供できるよう取り組みます。

CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客さま」「社員」「地域・社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

お客さま満足の追求

● お客さまの声の取組み

当社は、「わかりやすい、つかながりやすい」をブランドコンセプトに掲げ、CX 推進チームを立ち上げ、お客さまの声を業務に活かす体制を構築しています。また、お客さまから寄せられた声は、全社員と共有し、商品・サービスの改善に活かすとともに、公式サイトで透明性を保ちつつ原文のまま公表しています。

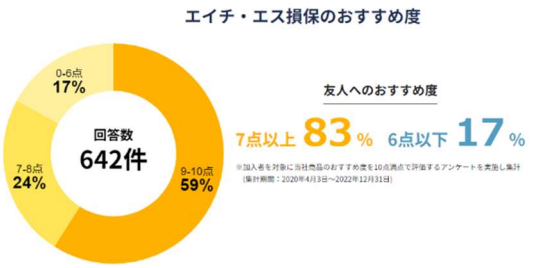

● お客さま本位の業務運営の取組み

当社は、お客さま本位の業務運営を実現するための方針を策定し、毎年、公式サイトで取組状況を公表しています。また、お客さま本位の業務運営の基軸となる企業理念の浸透に向けて、クレドカードの作成や研修その他実践促進を踏まえた評価体系など動機づけの枠組みを整備し取り組んでいます。

エンゲージメント・D&I の推進

● 人権尊重・働き方改革の取組み

当社は、ダイバーシティ推進の行動方針を定め、事業活動に関わるすべての人々の基本的人権を尊重し、多様な価値観を認め、健康・安全に配慮し明るい職場環境の確保に努めることを明確化しています。また、社員一人ひとりがバランスを保ち、誇りとやりがいを感じ、力を合わせて事業を押し広げていくことが社会の発展への貢献の一助となるという考えのもと、多様な働き方の推進に取り組んでいます。

＜主な制度＞在宅勤務制度／時差出勤制度／時間有休制度／短時間正社員制度／アニバーサリー休暇制度／ボランティア休暇制度／副業制度等

● 職場環境向上への取組み

当社は、社員が安心して能力を発揮できる風通しの良い職場環境づくりを目指し、定期的に社長懇談会を実施し、社員と社長とが直接対話する機会を設けています。また、社外相談窓口「さわやかホットライン」を設置することで声を上げやすくするほか、社内に「ご意見 POST」を設置し、社員の声を起点とした職場環境向上に取り組んでいます。

地域・社会への貢献

● データサイエンス学部との連携（学生向けセミナーでの講演）

2021 年より継続して、データサイエンス学部の 1 年生向けのセミナーで、実社会での様々なデータ分析の活用事例や今後期待されるデータ分析技術の応用分野などを紹介しています。当社はその講演企業の 1 つとして、データサイエンスの取組みなどを発表しています。

今後も、データ分析および利活用を通じて社会が求める商品・サービスの開発に向け、産学連携および人材育成に貢献してまいります。

Ⅰ　当社の概況および組織

1．代表的な経営指標

	2021 年度	2022 年度
正味収入保険料	183 百万円	1,866 百万円
正味損害率	144.4%	58.3%
正味事業費率	335.9%	66.6%
保険引受利益（△は保険引受損失）	△720 百万円	△811 百万円
経常利益（△は経常損失）	△663 百万円	△799 百万円
当期純利益（△は当時純損失）	△1,015 百万円	△807 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	2,076.3%	472.8%
総資産額	2,631 百万円	2,426 百万円
純資産額	1,528 百万円	720 百万円

（注）リスク管理債権はありません。

2．当社の沿革

2005年５月　エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年９月　「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月　損害保険業免許を取得
2007年11月　営業開始
2008年４月　海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年８月　東京都新宿区四谷三丁目12番に本店を移転
2010年４月　旅行特別補償保険を販売開始
2010年７月　国内旅行総合保険を販売開始
2011年３月　旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年６月　ネット専用海外旅行保険「スマートネッと」を販売開始
2012年10月　東京都新宿区市谷本村町３番29号に本店を移転
2014年２月　ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネッとＵ」を販売開始
2016年12月　業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年１月　ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年２月　東京都港区東新橋二丁目３番３号に本店を移転
2019年４月　保険募集代理業務による保険販売比較サイト「ほけんのポルト」を開設
2021年２月　東京都中央区晴海四丁目７番４号に本店を移転

3．経営組織

（2023年７月１日現在）

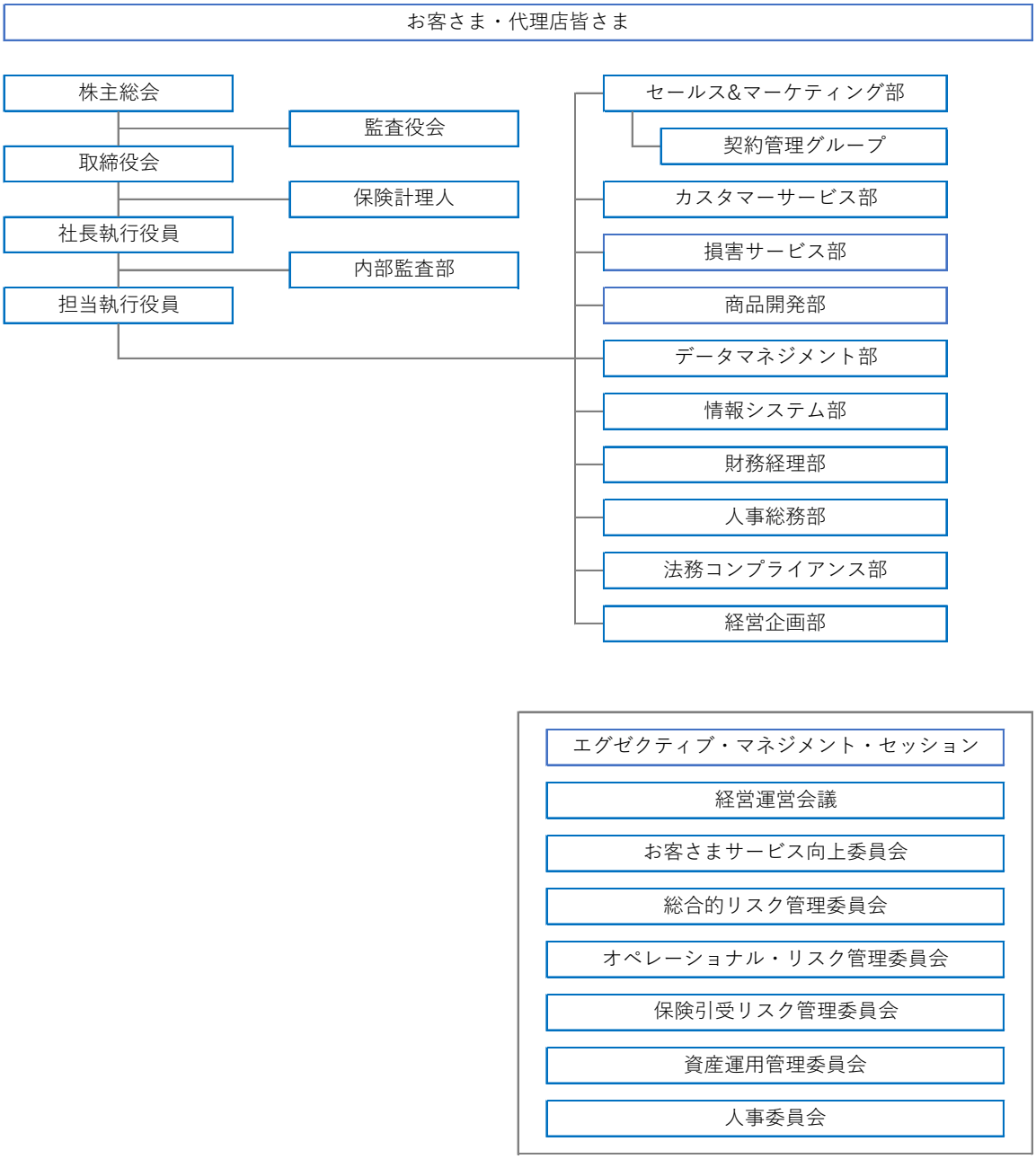

本店所在地

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話　03-6327-2222（代表）

4．株主・株式の状況

（1）株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

（2）資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘　要
	増減額	残　高	
2005年５月24日	―	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年９月28日	612	1,612	有償第三者割当

（3）最近の新株発行

種　類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額（百万円）	摘　要
普通株式	2005年５月24日	400	20	（２名）
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	（２名）
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	（２名）
普通株式	2007年９月28日	12,240	612	有償第三者割当（19 名）

5．役員の状況

（2023 年７月１日現在）

役　　職	氏　　名	略　　歴
代表取締役社長	堤　　信博	1987年４月　コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年７月　興亜火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社 2008年５月　当社入社　業務部長兼販売制度部長 2010年６月　当社取締役業務部長兼販売制度部長兼経営企画部長兼事務企画・システム部長 2011年７月　当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 2012年９月　エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社（現くふう少額短期保険株式会社）取締役 2015年６月　当社取締役執行役員 2018年６月　当社常務取締役執行役員 2023年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）
取　締　役	西　　一仁	1979年４月　大成火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社 2003年７月　大成再保険株式会社（解散）出向　業務部長 2005年７月　同社転籍 2009年６月　当社入社　業務部担当部長 2011年７月　当社業務部長 2015年６月　当社執行役員 2017年６月　当社取締役執行役員（現任）

役　　職	氏　　名	略　　歴
取　締　役	片岡　由佳	2001年４月　株式会社エイチ・アイ・エス入社 2017年２月　同社本社経理本部　本部長代理 2017年11月　同社執行役員 本社経理本部 本部長 2022年11月　同社執行役員 本社財務本部 本部長 兼 本社経理本部副本部長 2023年２月　当社取締役執行役員（現任）
取　締　役	郷　　直人	1998年６月　株式会社エイチ・アイ・エス入社 2010年５月　同社東日本販売事業部　エリアリーダー 2012年６月　株式会社クオリタ　取締役 2014年４月　同社代表取締役 2023年６月　当社特命部長 2023年７月　当社取締役執行役員（現任）
取　締　役	花岡　俊雅	1991年３月　株式会社エイチ・アイ・エス入社 1996年３月　同社手配課課長代理 2000年７月　同社ニューヨーク支店支店長 2006年10月　同社 ES/CS 管理本部マネージャー 2008年９月　同社サンフランシスコ支店支店長 2011年８月　同社 H.I.S U.S.A. INC. GA/HR マネージャー 2013年１月　同社本社監査室チームリーダー 2017年３月　同社関係会社管理室室長代理 2018年４月　当社取締役（現任） 2019年５月　同社関係会社管理室室長（現任） 2020年12月　株式会社エス・ワイ・エス監査役（現任） 2022年４月　株式会社オリオンツアー取締役（現任） 2022年12月　株式会社エイチ・アイ・エス沖縄監査役（現任） 2023年１月　HIS テクノロジーズ株式会社代表取締役（現任）
取　締　役	髙野　　清	1993年４月　株式会社エイチ・アイ・エス入社 2010年１月　同社執行役員 本社情報システム本部 本部長 2016年７月　同社執行役員 海外システム戦略担当（ロンドン駐在） 2020年９月　同社執行役員 本社 DX 推進本部 副本部長 2022年１月　同社執行役員 法人営業本部 副本部長 2022年11月　同社執行役員 本社情報システム本部 本部長 兼 本社 DX 推進本部本部長（現任） 当社取締役（現任）
常勤監査役	滝田　泰彦	1979年４月　ヂーゼル機器株式会社（現ボッシュ株式会社）入社 2001年１月　株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年５月　同社本社総務部次長 2007年11月　同社本社内部統制室長 2009年５月　同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年５月　同社本社人事・総務本部次長兼本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2014年５月　同社本社総務グループリーダー 2017年４月　同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年６月　同社本社総務グループおよび本社法務・内部統制グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2018年４月　当社入社 2018年９月　当社監査役（現任）

役　　職	氏　　名	略　　歴
監　査　役 （社外監査役）	川田　　充	1996年１月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年１月　中央監査法人（最終名称みすず監査法人（解散））入所 2005年８月　株式会社ビジコム入社 2006年８月　株式会社ロイヤル・ストラテジー 取締役 2008年11月　川田公認会計士事務所開設代表（現任） 2014年５月　一般財団法人明光教育研究所（現公益財団法人明光教育研究所）評議員（現任） 2014年12月　株式会社エコノマイズ監査役（現任） 2015年７月　グループス株式会社監査役（現任） 2017年６月　エイチ・エスサポートセンター株式会社（解散）監査役 2017年６月　当社監査役（現任） 2022年３月　ゲステル株式会社 監査役（現任）
監　査　役 （社外監査役）	坂巻　靖哲	1987年４月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年１月　大野木公認会計事務所（現大野木総合会計事務所）入所 1997年１月　坂巻公認会計士事務所開設代表（現任） 1998年11月　坂巻・馳会計事務所開設代表 1999年８月　有限会社青山パートナーズ（現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立代表パートナー（現任） 2005年11月　青山パートナーズヒューマンサービス株式会社監査役（現任） 2011年10月　税理士法人青山パートナーズ設立代表社員（現任） 2018年６月　当社監査役（現任）

(注)監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役です。

６．会計監査人の状況

氏名または名称：EY 新日本有限責任監査法人

7．従業員の状況

（1）従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
53 名	43.0 歳	6.6 年	5,837 千円

（注）1．従業員数は、使用人兼務取締役、休職者、派遣職員を除きます。
2．平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

（2）採用方針

当社の企業理念に共感し、同じ価値観を共有する多様な人材の採用を行います。

（3）研修制度

①入社時研修

ビジネスマナー、損害保険基礎知識、当社商品知識、コンプライアンス、企業理念、ハラスメント防止など、入社にあたっての基本的な知識を身につける研修を実施しています。

②損害保険講座

損害保険事業総合研究所の損害保険講座受講を推進し、損害保険に関する幅広い知識を身に付けます。

③IT パスポート

AI、ビッグデータ、IoT をはじめとするデータ利活用に関連する新技術によって創出された新たな製品やサービス等を効果的に活かすための基礎力向上を目的として、独立行政法人情報処理推進機構が運営する IT パスポートの資格取得支援（学習コンテンツの提供・合格時の受験費用補助）を行っています。

（4）福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

・社会保険
・慶弔見舞金制度
・育児休業制度
・介護休業制度
・時間単位の有給休暇取得制度
・短時間正社員制度
・リファラル採用（社員紹介）制度
・在宅勤務手当制度
・アニバーサリー休暇
・ボランティア休暇
・エイチ・アイ・エス健康保険組合
・エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
・企業型確定拠出年金制度

また、働きやすい労働環境を構築するため、以下を導入しています。

・オフィスカジュアル（デニム・T シャツ可）
・フリードリンク
・自転車通勤
・バイク通勤
・在宅勤務
・時差出勤

Ⅱ　保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受：傷害保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1．取扱商品

（1）販売商品

①主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険（ネット海外旅行保険たびとも）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行傷害保険（国内旅行総合保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、賠償責任を補償する保険です。

②主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加した旅行者が事故によりケガを被った場合に、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

（2）新商品の開発状況

時期		対象	概要
2020 年	4 月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・申込可能期間を 60 日前から 90 日前に変更 ・改正民法施行（2020 年 4 月 1 日）に伴う約款改定等
	12 月	・普通傷害保険「感染症とケガの保険」	・普通傷害保険の入院のみ補償（特定感染症およびケガ）を団体契約者向けに販売開始
2021 年	10 月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」・国内旅行総合保険	・新たな保険料のお支払手段を導入（PayPay）
	12 月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・リピーター割引の適用条件の緩和
2022 年	4 月	・海外旅行保険・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「たびとも」	・申込可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に変更

2023 年	5 月	・FIT 海外旅行保険	・申込みを電子化 ・「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」の新設 ・家族旅行特約の撤廃 ・グループプランの追加 ・フリープランの撤廃、カスタムプランの追加 ・契約タイプの変更

2．各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

（1）サポートサービス

当社は、海外からの事故受付業務を日本エマージェンシーアシスタンス株式会社に委託し、海外サポート業務を提供しています。海外旅行中にケガや病気、荷物の被害などの事故が発生した場合は、海外サポートセンターにご連絡ください。LINE を通じての連絡も可能で、当社の LINE 公式アカウントを事前に友達登録することで、現地から簡単に海外サポートセンターに電話をかけることができます。海外サポートセンターは 24 時間 365 日対応しており、事故の連絡や各種相談を日本語で受け付け、必要な対応方法を案内します。また、事情に応じて次の手配サービスも提供いたします。

①病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

②緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

③帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

（2）キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際にお客さまがスムーズに治療を受けられるよう、世界の主要な地域にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客さまが保険証券（または保険契約証、保険加入者証）およびパスポートを窓口で提示することにより、現地での治療費を負担することなく治療を受けることができます。

（3）旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、破損した物品を当社提携の修理会社が引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

（4）お客さまの声を業務に活かすために

①「お客さまの声」の受付状況

当社は下記の方針（含む苦情の定義）を定め、「お客さまの声」をお客さまサービスの向上や商品改善に活用し、「お客さまに選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客さまの声に対する基本方針（含む苦情の定義）

苦情とは、お客さまからの申出事項のうち、お客さまが当社に対して不満、不平の意を表したものをいう。ただし、約款や判例等に基づく適切な説明等を行っているにかかわらず、契約者・被害者などからなされた過剰要求等の一方的な主張等は苦情に含めない。

1. 当社は、「お客さまに信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、お客さまから寄せられるさまざまな声を、真摯に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動することにより、お客さまサービスの向上を図る。
2. 当社は、苦情の解決にあたり、お客さまに対して誠実な姿勢で対応し、お客さまの理解と納得を得たうえで解決することを目指すこととする。
3. 当社は、苦情等をお客さまが要求するサービスの水準と当社が提供するサービスの水準の差が顕在化したものと認識し、当社の施策および業務の改善に反映させることにより、同様の苦情等を再発させないように努める。
4. 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、「反社会的勢力に対する対応基本規程」に従い、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとする。
5. 不当要求・過剰要求等の申出について、誠実な対応を行ったにもかかわらず、その解決が困難であると判断される場合は、関係部署との協議により、弁護士にその対応を委任する。
6. 社内での対応により苦情の解決を図ることができない場合、申出人に外部の紛争等解決機関である「そんぽＡＤＲセンター」を紹介し解決を図るものとする。

2022 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数　四半期ごとの推移　（単位：件）

苦情区分	第１四半期 ４月～６月	第２四半期 ７月～９月	第３四半期 10 月～12 月	第４四半期 １月～３月	合計	構成比
契約・募集行為	1	0	1	1	3	10.0%
契約の管理・保全	1	1	0	0	2	6.7%
保険金	3	6	6	8	23	76.7%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	2	0	0	2	6.7%
合計	5	9	7	9	30	100.0%

②お客さまからのご照会、ご相談などの窓口について

お客さまからのご照会、ご相談等については、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問い合わせ窓口
◆カスタマーセンター（お客様相談室） ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543　受付時間：午前９時～午後５時（年末年始を除く）

③公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽＡＤＲセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽＡＤＲセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022808

受付時間：月～金曜日　午前 9 時 15 分～午後 5 時（祝日・休日および 12/30～1/4 を除く）

詳しくは、**日本損害保険協会のホームページ**(https://www.sonpo.or.jp/)をご覧ください。

3．保険の仕組み一般

（1）保険制度

サイコロを振って 1 の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど 6 分の 1 に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担し合い、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

（2）損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行い、保険証券を表示するインターネット契約も拡大しています。

（3）再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4．保険約款

（1）保険約款の位置づけ

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込書等に記載・表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

（2）契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、ご契約のしおり、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）、またはインターネット上の契約画面などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介しています。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱いなどについては、お申込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書等が正しく記入・表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5．保険料

（1）保険料の収受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時にお支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

（2）保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6．保険金のお支払い

（1）保険金のお支払いの仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払いすることになります。

①契約内容の確認

事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容をオンラインシステムまたは保険契約申込書により確認します。

②事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けた保険契約内容の確認に続いて、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

③損害額、保険金の算出

お客さま、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出し

て、当社は保険金支払額を決定します。

④保険金のお支払い

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金のお支払いの手続をとります。ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払いするまでの期間を延長させていただくことがあります。

なお、2022 年度において、ご指定の口座に保険金が着金するまでの平均日数は、約 36 日（土日祝日を含みます）でした。（※）

※お客さまからの依頼に基づき、医療機関・かばん等修理会社が保険金を代理受領する場合を除きます。

（2）事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご報告に関するお問い合わせ窓口
◆海外サポートセンター ＜海外からのご連絡先＞ フリーダイヤルでのご連絡（通話料無料） フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。 ダイヤル直通でのご連絡（通話料有料） ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580　受付時間：24 時間 365 日 そ の 他 の 場 合：81-3-6630-9581　受付時間：24 時間 365 日 **◆カスタマーセンター** ＜国内からのご連絡先＞ ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543　受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除く） ※はじめての保険金請求の受付のみ年末年始も営業します。 自動音声による事故のご報告の受付（通話料有料）050-1807-0438　受付時間：24 時間 365 日 ※病気・ケガ、スーツケース破損、手荷物遅延、航空機遅延のみ受け付けております。
保険金請求等の事故に関するお問い合わせ窓口
◆損害サービス部 ナビダイヤル（通話料有料）0570-200543　受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除く）

7．保険募集

（1）契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集を行うほか、インターネットによるご契約では、代理店による募集のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客さまが合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客さまのご意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客さまにご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しているほか、お申込み内容がお客さまのご意向に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、お申込み内容確認リストを交付しています。お客さまから保険契約申込書の提出を受け、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。なお、海外旅行保険の場合、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行しています。また、インターネットによるご契約の場合は、インターネット契約画面上で重要事項等説明書をご確認いただき、お申込み内容がお客さまのご意向に合致していることを契約画面上でご確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

クーリングオフ制度について

保険期間が 1 年を超える個人（個人事業主契約を除く）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申し込まれた保険契約等を除く）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から 8 日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。

（2）代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

（3）代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第 302 条に基づき届出をすることが義務づけられています。

（4）代理店教育

当社は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、オンライン学習システム（当社愛称 シュガーキャンパス）を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。

また、一般社団法人 日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

（5）代理店数

当社の代理店数は、2023 年 3 月 31 日現在 54 店です。

（6）勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融サービスの提供に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号）に基づく「勧誘方針」を次のように定め、実施しています。

勧誘方針

1．お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。

2．保険商品のご案内にあたりましては、金融サービス提供法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。

3．保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。

4．保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。

5．お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。

6．保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。

7．保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。

8．お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

Ⅲ　保険会社の主要な業務に関する事項

1．2022 年度における事業の概況

事業の経過および成果等

当事業年度におけるわが国経済は、直近 2 事業年度と同様に新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の世界的大流行（パンデミック）の影響が残り続けたものの、社会生活にウィズコロナの新たな段階への移行が進められ、政府の経済・社会活動とのバランスを重視する各種政策の効果もあって、内需の回復を中心に景気の持ち直しが期待されました。その中で、エネルギー価格の高騰や物流網の混乱などの影響で世界的にインフレ圧力が高まったところから、多くの主要国が金融引締め政策に転換し、回復基調にあった海外景気を下押しし、わが国経済の持ち直し傾向は緩やかな結果に留まりました。

当社は海外旅行保険の引受けを主力事業としており、その市場となる海外旅行分野に関しては、政府による感染症危険情報レベルの引下げや日本入国時の水際対策の大幅な緩和など、国際的な人流回復に向けた動きが顕著にみられました。当事業年度における日本人出国者数は、前期比 706.2%（2019 度年比 23.5%）の 425 万人となり、感染拡大前の 2019 年度の水準には至っていないものの、回復傾向にあります。（出典：日本政府観光局（JNTO））

このような状況の中、当社は、お客さまの安全・安心に向けて、公式サイトを通じて旅行先各国の入国条件等に関する情報発信に努め、日本人出国者数の回復スピードを上回るスピードで被保険者数を伸ばすことができました。

一方、2022 年 7 月から 9 月にかけて新型コロナウイルスに感染したことによる治療費用関連の保険金の請求及び支払いが急増しました。この新型コロナウイルス感染の保険金支払に関しては、帰国の際にＰＣＲ検査が必要とされたために事故発生件数が著増したのと同時に、検査結果が陽性診断となった場合には、たとえ症状が軽微あるいは無症状であったとしても現地滞在費や代替航空便に係わる費用負担が発生するために、支払金額が平均的な疾病事案の支払単価よりも総じて高い水準となるという特徴がありました。コロナ関連の保険金支払の激増は、恒常的には発生し得ない事象であり、当社の事業損益に与える影響が多大であるため、金融庁への所定の届出を経て異常危険準備金のうち 418 百万円の取崩しを行いました。

この結果、業績は、以下のとおりとなりました。

【業績の概況】

保険引受収益 1,866 百万円、資産運用収益 10 百万円、新型コロナウイルス関連助成金収入 1 百万円等を合計した経常収益は、前事業年度に比べ 1,623 百万円増加し 1,883 百万円となりました。一方、保険引受費用 2,003 百万円、営業費及び一般管理費 679 百万円等を合計した経常費用は前事業年度に比べ 1,758 万円増加し 2,682 百万円となりました。この結果、経常損益は△799 百万円（前事業年度は△663 百万円）となりました。経常損益に特別利益、特別損失、法人税および住民税を控除した当期純損益は△807 百万円（前事業年度は△1,015 百万円）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は、前事業年度に比べ 1,683 百万円増加し 1,866 百万円となりました。正味損害率は 58.3%となり、前事業年度に比べ 86.1 ポイント低下し、正味事業費率は 66.6%となり、前事業年度に比べ 269.3 ポイント低下しました。また、保険引受損益は△811 百万円（前事業年度は△720 百万円）となりました。

■決算の仕組み（単位：百万円）

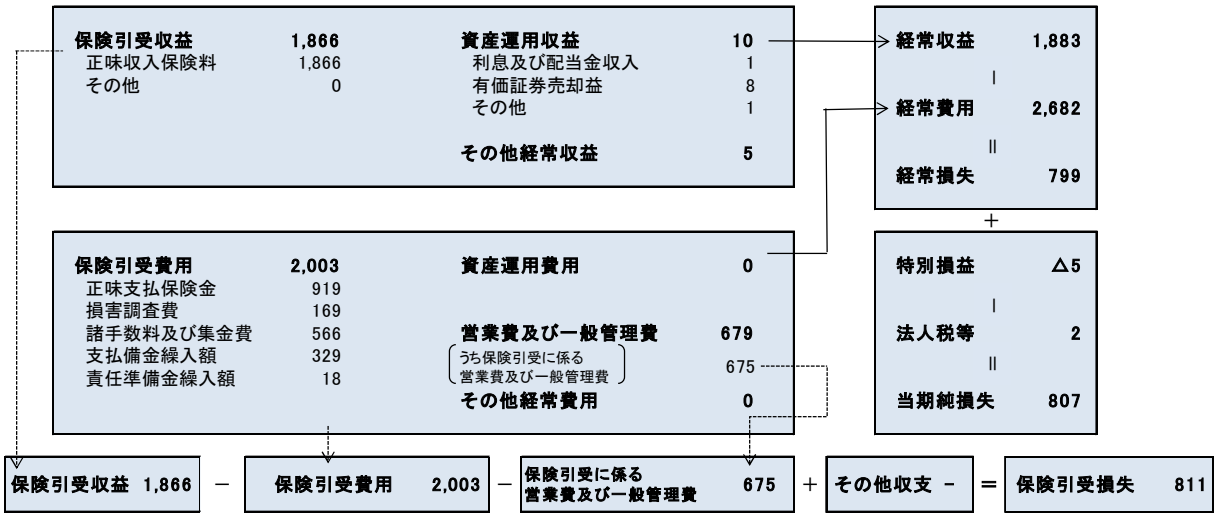

【資産運用の概況】

当事業年度末の運用資産は、1,638 百万円であり、これを

①安全性の確保と流動性の保持に留意する。

②許容されるリスク量の範囲内でリスクテイキングな運用を行って、運用収益を最大限に確保する。

③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、債券、上場株式を中心に運用いたしました。

対処すべき課題

当社は、より早期にコロナ禍前の 2019 年水準への業績回復を果たし、さらに安定的に成長を続けていくために、主力商品の海外旅行保険の契約増に加えて、事業領域の拡大や業務基盤の再構築を図ることにより収益力を強化する必要があると認識しております。

①海外旅行保険需要の高まりに合わせた大幅な増収の実現

旅行需要の回復の機会を捉え、代理店ビジネスにおける付保率の向上およびインターネットビジネスにおける市場占有率の拡大により契約増を図ってまいります。

②顧客ニーズに沿った事業領域の拡大と開発

新たなパンデミックなどのリスクに備えて、事業領域を拡大し、既存の海外旅行保険市場とは異なる顧客ニーズに応える商品の開発を進め、事業の第二の柱とすることを目指します。

③デジタル化、業務改革・業務効率化への継続的取組み

中期経営計画の取組み事項の一つとして掲げている「業務品質と生産性の向上」に関して、システム基盤の再構築を進めるとともに、デジタル技術を活用したイノベーションへの取組みを継続します。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」というミッションの下、世の中のためになる商品・サービスを提供し続け、「世界の人から選ばれる会社」になれるよう業務に邁進してまいります。

２．直近の５事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

区分＼年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
正味収入保険料	3,709	4,457	26	183	1,866
経常収益	3,846	4,526	1,526	260	1,883
経常利益（△は経常損失）	255	518	173	△663	△799
当期純利益（△は当期純損失）	177	362	122	△1,015	△807
資本金の額 （発行済株式の総数）	1,612 （32,240 株）	1,612 （32,240 株）	1,612 （32,240 株）	1,612 （32,240 株）	1,612 （32,240 株）
純資産額	2,097	2,443	2,543	1,528	720
総資産額	5,195	5,288	3,601	2,631	2,426
責任準備金残高	1,839	2,008	904	925	944
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	50	150	150	250	-
単体ソルベンシー・マージン比率	822.6%	1,061.2%	2,557.8%	2,076.3%	472.8%
配当性向	9.0%	4.4%	18.4%	-%	-%
従業員数	73	74	63	54	53

3．業務の状況を示す指標

（1）主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	0	0.1	-	0	0.0	△123.8	-	-	△100.0
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	26	99.9	△99.4	183	100.0	581.6	1,866	100.0	918.0
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	26	100.0	△99.4	183	100.0	581.1	1,866	100.0	918.0

（注）正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

②元受正味保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	84	100.0	△ 98.5	214	100.0	154.0	1,907	100.0	787.5
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	84	100.0	△ 98.5	214	100.0	154.0	1,907	100.0	787.5

（注）元受正味保険料＝元受保険料－（元受解約返戻金＋元受その他返戻金）

③受再正味保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	0	100.0	△ 19.0	0	100.0	△123.8	-	-	△ 100.0
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	100.0	△ 19.0	0	100.0	△123.8	-	-	△ 100.0

（注）受再正味保険料＝受再保険料－（受再解約返戻金＋受再その他返戻金）

④支払再保険料

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	57	100.0	△ 95.4	31	100.0	△45.3	41	100.0	30.2
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	57	100.0	△ 95.4	31	100.0	△45.3	41	100.0	30.2

（注）支払再保険料＝出再保険料－（再保険返戻金＋その他再保険収入）

⑤解約返戻金

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	5	100.0	△ 61.8	2	100.0	△55.3	5	100.0	107.5
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	100.0	△ 61.8	2	100.0	△55.3	5	100.0	107.5

（注）解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

⑥保険引受利益

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	0	0.0	△99.6	0	0.0	△785.4	-	-	△ 100.0
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	64	100.0	△87.5	△719	100.0	△1,216.7	△ 811	100.0	12.7
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	64	100.0	△87.6	△720	100.0	△1,216.6	△ 811	100.0	12.7

（注）保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費および一般管理費±その他収支

⑦正味支払保険金・正味損害率

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %
火災	-	-	-	0	0.1	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	328	100.0	2,111.5	115	99.9	144.3	919	100.0	58.3
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	328	100.0	2,111.5	115	100.0	144.4	919	100.0	58.3

（注）1．正味支払保険金＝支払保険金（元受正味＋受再正味）－出再正味保険金
2．正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑧元受正味保険金

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度		2021 年度		2022 年度	
		構成比％		構成比％		構成比％
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	412	100.0	129	100.0	920	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-
合計	412	100.0	129	100.0	920	100.0

（注）元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑨受再正味保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	2020 年度	構成比％	2021 年度	構成比％	2022 年度	構成比％
火災	-	-	0	100.0	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	0	100.0	-	-

（注）受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

⑩回収再保険金

（単位：百万円）

種目＼年度	2020 年度	構成比％	2021 年度	構成比％	2022 年度	構成比％
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	83	100.0	13	100.0	1	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-
合計	83	100.0	13	100.0	1	100.0

（注）回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

（2）保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

（単位：%）

年度 / 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	2,111.5	2,798.6	4,910.1	144.3	335.9	480.2	58.3	66.6	124.9
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,111.5	2,798.6	4,910.1	144.4	335.9	480.3	58.3	66.6	124.9

（注）1．正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷ 正味収入保険料
2．正味事業費率＝（諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費）÷ 正味収入保険料
3．合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

（単位：%）

年度 / 種目	2020 年度			2021 年度			2022 年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	101.3	233.8	335.1	157.9	356.7	514.6	92.5	81.1	173.6
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	101.3	233.8	335.1	157.9	356.7	514.6	92.5	81.1	173.6

（注）1．地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2．発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料
3．事業費率＝（支払諸手数料および集金費＋保険引受に係る営業費および一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料
4．合算率＝発生損害率＋事業費率
5．出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6．出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額
7．長期医療および介護保険等の第３分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分＼年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位５社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位５社の出再先に集中している割合
2021 年度	－	－
2022 年度	1 社	91.4%

（注）出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他（格付なし、不明等）	合計
2021 年度	－	－	－	－
2022 年度	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

（注）特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
＜格付区分の方法＞
①S&P 社の格付けを使用しています。A－以上は「A 以上」に区分しています。
②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A－以上は「A 以上」、B＋＋および B＋は「BBB 以上」、B 未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦未収再保険金の額

（単位：百万円）

種目計		2020 年度	2021 年度	2022 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	53	0	1
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	83	13	1
3	当該年度回収額	137	11	3
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	0	1	0

（3）経理に関する指標等

①支払備金の額および責任準備金の額

・支払備金の額

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	58	100.0	△ 81.4	59	100.0	2.4	388	100.0	550.0
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	58	100.0	△ 81.4	59	100.0	2.4	388	100.0	550.0

・責任準備金の額

（単位：百万円）

年度 / 種目	2020 年度	構成比 %	増減率 %	2021 年度	構成比 %	増減率 %	2022 年度	構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	904	100.0	△ 55.0	925	100.0	2.4	944	100.0	2.0
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	904	100.0	△ 55.0	925	100.0	2.4	944	100.0	2.0

②責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第３条５項第１号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③引当金明細表

（単位：百万円）

区分		2020 年度末残高	2021 年度末残高	2022 年度増加額	2022 年度減少額		2022 年度末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		6	6	15	6	-	15
価格変動準備金		1	1	-	-	0	0
合計		8	7	15	6	0	15

④貸付金償却の額

該当ありません。

⑤資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

（単位：百万円）

区分			2020 年度期末残高	2021 年度期末残高	2022 年度		
					増加額	減少額	期末残高
資本金			1,612	1,612	-	-	1,612
	うち既発行株式	普通株式	(32,240 株) 1,612	(32,240 株) 1,612	-	-	(32,240 株) 1,612
		計	(32,240 株) 1,612	(32,240 株) 1,612	-	-	(32,240 株) 1,612
資本準備金およびその他資本剰余金		（資本準備金）	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-
利益準備金および任意積立金		（利益準備金）	23	23	-	-	23
		（任意積立金）	-	-	-	-	-
		計	23	23	-	-	23

⑥損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ		すべての保険種目について、均等に発生損害率が１％上昇すると仮定いたします。
計算方法		○　増加する発生損害額＝既経過保険料×１％ ○　増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○　増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○　経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	2022 年度	14 百万円
	2021 年度	1 百万円

⑦正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分＼年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
人件費	656	405	427
物件費	314	299	404
税金	1	2	12
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	-	-	-
契約者保護機構に対する負担金	-	-	-
諸手数料および集金費	20	57	566
合　　計	993	764	1,411

（注）1．金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2．負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

2021 年度　（単位：百万円）

資産の種類		取得価額	2021 年度償却額	償却累計額	2021 年度末残高	償却累計率
建物		66	12	5	60	% 8.8
	営業用	66	5	5	60	8.8
	賃貸用	-	7	-	-	-
その他の有形固定資産		37	4	28	9	75.7
合計		104	17	34	69	32.9

2022 年度　（単位：百万円）

資産の種類		取得価額	2022 年度償却額	償却累計額	2022 年度末残高	償却累計率
建物		66	5	10	55	% 16.4
	営業用	66	5	10	55	16.4
	賃貸用	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産		39	3	30	5	76.4
合計		106	8	41	61	38.9

（4） 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	2020 年度末		2021 年度末		2022 年度末	
		構成比％		構成比％		構成比％
預貯金	1,428	39.7	1,946	74.0	1,582	65.2
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	150	4.2	250	9.5	-	-
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	1,148	31.8	60	2.3	55	2.3
運用資産計	2,726	75.7	2,257	85.8	1,638	67.5
総資産	3,601	100.0	2,631	100.0	2,426	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

（単位：百万円）

区分＼年度	2020 年度末		2021 年度末		2022 年度末	
		利回り％		利回り％		利回り％
預貯金	0	0.02	0	0.01	0	0.00
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	0	0.23	0	0.23	8	4.01
貸付金	0	0.32	-	-	-	-
土地・建物	17	1.62	17	2.19	–	–
小計	18	0.56	17	0.71	8	0.46
その他	-	-	-	-	-	-
合計	18	-	17	-	8	-

③海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④海外投融資利回り

該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

（単位：百万円）

区分＼年度	2020 年度末		2021 年度末		2022 年度末	
		構成比％		構成比％		構成比％
国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	100	66.7	200	80.0	-	-
株式	50	33.3	50	20.0	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-
合計	150	100.0	250	100.0	-	-

⑦保有有価証券利回り

（単位：％）

区分＼年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	0.2	0.2	-
株式	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合計	0.2	0.2	-

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

2021 年度　　（単位：百万円）

有価証券の種類＼残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	200	-	-	-	-	-	200
株式	-	-	-	-	-	50	50
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	200	-	-	-	-	50	250

2022 年度　　（単位：百万円）

有価証券の種類＼残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債	-	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-

⑨業種別保有株式の額

（単位：株、百万円）

区分＼年度	2020 年度末			2021 年度末			2022 年度末		
	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %
サービス業	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	-	-	-
合計	1,000	50	100.0	1,000	50	100.0	-	-	-

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

（単位：百万円）

区分＼年度		2020 年度末	2021 年度末	2022 年度末
土地		709	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	709	-	-
建物		438	60	55
	営業用	64	60	55
	賃貸用	374	-	-
建設仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		1,148	60	55
	営業用	64	60	55
	賃貸用	1,083	-	-
その他の有形固定資産		13	9	5
有形固定資産合計		1,161	69	61

（５）特別勘定に関する指標等

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

4．責任準備金の残高の内訳

2021 年度　（単位：百万円）

内訳 種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	67	858	-	-	925
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-
合計	67	858	-	-	925

2022 年度　（単位：百万円）

内訳 種目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	444	500	-	-	944
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
（うち賠償責任）	-	-	-	-	-
（うち信用･保証）	-	-	-	-	-
合計	444	500	-	-	944

5．期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2022 年度	65	55	11	△ 1
2021 年度	64	68	10	△ 14
2020 年度	392	385	29	△ 22

（注）1．国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2．地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3．当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金
＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6．事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

①傷害

（単位：百万円）

事故発生年度		2018 年度			2019 年度			2020 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	1,499			1,572			62		
	1 年後	1,559	1.040	59	1,593	1.014	21	79	1.272	16
	2 年後	1,552	0.996	△6	1,586	0.995	△7	82	1.039	3
	3 年後	1,555	1.002	3	1,586	1.000	0			
	4 年後	1,555	1.000	0						
最終損害見積り額		1,555			1,586			82		
累計保険金		1,555			1,586			82		
支払備金		-			0			-		

事故発生年度		2021 年度			2022 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	105			1,232		
	1 年後	112	1.071	7			
	2 年後						
	3 年後						
	4 年後						
最終損害見積り額		112			1,232		
累計保険金		109			865		
支払備金		2			367		

（注）1．国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2．「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度１年間で変動した倍率を記載しております。
3．「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度１年間で変動した額を記載しております。

②自動車

該当ありません。

③賠償責任

該当ありません。

Ⅳ　保険会社の運営

１．お客さま本位の業務運営に関する方針

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め方針および本方針に基づく取組状況を公表しています。

※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則（表１参照）」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものとなります。

【企業理念】

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心で豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指します。

ミッション （当社の使命）	人々をリスクから解放して幸せにする
ビジョン （当社の目指す方向性）	世界の人から選ばれる会社
バリュー （当社の大切にする価値観）	・ 変化と挑戦 同じ志を共有する人材の集団を形成し、イノベーションに挑戦します。 ・ 価値あるサービスの提供 常に最新情報を提供できる体制作りをし、適時・適切な情報を心掛けます。 ・ 新たな価値の創造 常に世の中の変化に機敏に対応し、商品造成します。

【基本方針】

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進します。

１．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

（１）お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。

（２）デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。

（３）お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。

２．お客さまへの分かりやすい情報の提供

（１）お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。

（２）お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。

３．お客さま本位の業務運営の定着の推進

（１）定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を図ります。

（2）お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。

（3）友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」※を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。

※NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を 10（お薦めする）～0 点（お薦めしない）で質問し、10～9 点を回答したお客様を推奨者、8～7 点を中立者、6～0 点を批判者として 3 つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標です。

2020 年 7 月 17 日改定

掲載・更新年月日：2023 年 7 月 31 日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

■金融事業者の名所：エイチ・エス損害保険株式会社

■取組方針掲載ページの URL：https://www.hs-sonpo.co.jp/company/policy/fiduciaryduty.php

■取組状況掲載ページの URL：https://www.hs-sonpo.co.jp/company/csr/customer/fiduciaryduty/

原　則			実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	**【顧客の最善の利益の追求】** 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）
	（注）	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）
原則3	**【利益相反の適切な管理】** 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）

	（注）	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	１．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（３）	１．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（３）
原則4	**【手数料等の明確化】** 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		非該当	お客さまから手数料をいただかないため非該当となります	お客さまから手数料をいただかないため非該当となります
原則5	**【重要な情報の分かりやすい提供】** 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則４に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	１．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（２） ２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）	１．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（２） ２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）
	（注１）	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む）	実施	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）

		・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響			
	（注 2）	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注２）～（注５）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	（注 3）	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）
	（注 4）	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	（注 5）	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別	実施	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１）

		し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。			
原則6	**【顧客にふさわしいサービスの提供】** 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（1） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）	1．お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2．お客さまへの分かりやすい情報の提供（1） 3．お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）
	（注 1）	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	（注 2）	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	（注 3）	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります

		に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。			
	（注 4）	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	（注 5）	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１） ３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）	２．お客さまへの分かりやすい情報の提供（１） ３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）
原則7	**【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】** 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修　その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）・（２）	３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）・（２）
	（注）	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）・（２）	３．お客さま本位の業務運営の定着の推進（１）・（２）

※原則４、原則５（注２）（注４）、原則６（注１）～（注４）は、当社は該当する取扱商品や取引形態がないことから方針の対象としておりません。

【照会先】
部署：経営企画部
連絡先：03-6327-2222

2．リスク管理体制

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制を整えています。

これらのリスク管理体制は、各リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。

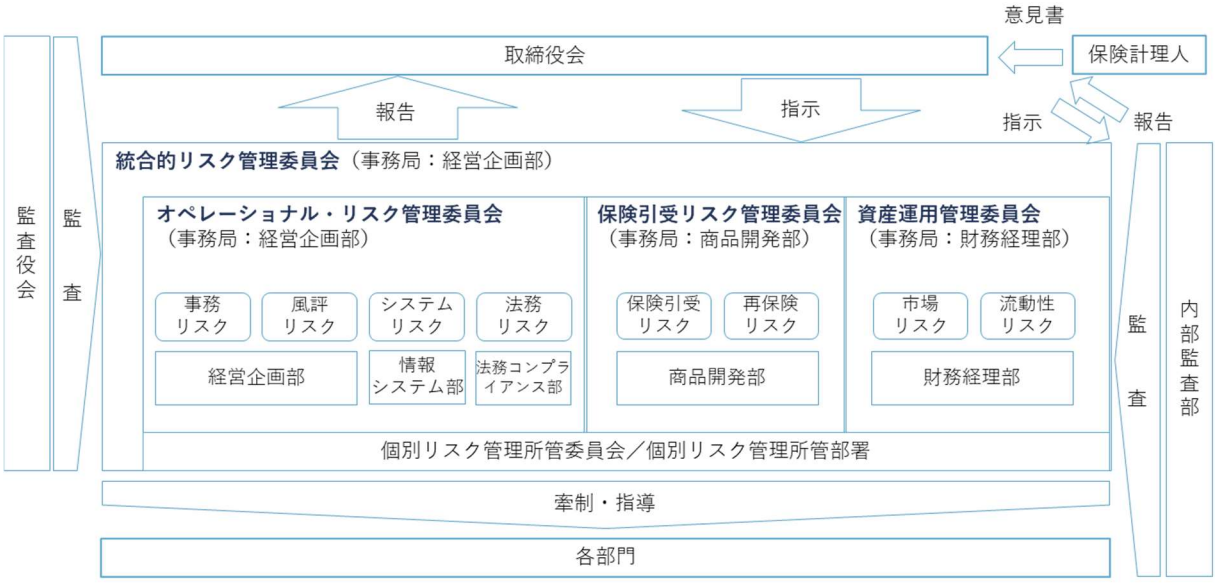

（1）オペレーショナル・リスク管理

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

（2）保険引受リスク管理

①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより保険引受リスクを管理しています。

②再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

（3）資産運用リスク管理

①市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

②流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

3．法令等遵守の体制

当社は、損害保険会社の公共性を踏まえ、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることがお客さまからの信頼を確立するために重要であると認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本的かつ最重要の課題と位置づけ、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

法令等遵守（コンプライアンス）体制を実現するための具体的な取組みにあたっては、コンプライアンスに関する統括部門として法務コンプライアンス部を設置し、法務コンプライアンス部がコンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等の役割を担っています。各部門におけるコンプライアンス施策は、それぞれの部門長が責任者となって、部門のコンプライアンス施策を立案、推進する体制を敷き、必要に応じて、法務コンプライアンス部が支援することにより全社的なコンプライアンス体制を構築しています。

取締役会は、コンプライアンス推進の実行プランである「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定させ、各部門は、この「コンプライアンス・プログラム」に従いコンプライアンス態勢の構築を進めています。また、経営運営会議をコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する役割を負う機関として位置づけ、各種コンプライアンス課題の決議および施策等の推進を行っています。

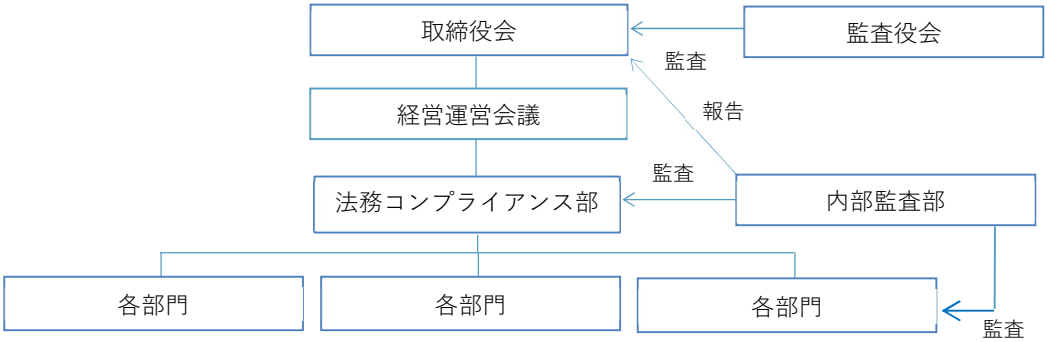

法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の視点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

4．健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第３条第５項第２号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が１年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

5．社外・社内の監査・検査体制

（1）社外の監査・検査

当社は、会計監査人に EY 新日本有限責任監査法人を選任しており、同法人は当社に会計監査を実施しています。また、保険業法に基づいて、金融庁および財務省財務局が実施する検査を受けることになっております。

（2）社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

6．コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。なお、コーポレートガバナンスの体制は次のとおりです。

①取締役会・監査役会

取締役会は、常勤取締役４名、非常勤取締役２名の計６名（任期１年）で構成しています。監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成しています。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

②経営運営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営運営会議や各委員会を設けています。

経営運営会議は取締役、執行役員、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く。）について決議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を決議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらに統合的リスク管理委員会にはそれぞれ個別のリスク管理委員会を設置し、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部門の長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。

③エグゼクティブ・マネジメント・セッション

エグゼクティブ・マネジメント・セッションは、経営環境に対する迅速な対処とインキュベーター準備の役割を可能とし、権限のある業務執行取締役の意思決定の透明性と合理性をも確保するために、取締役社長を主宰者とし常勤取締役を構成員として、開催しています。

ここでは、イ．業務執行取締役の業務執行状況に関する定例的かつ迅速な情報収集および意見交換、ロ．経営課題および経営施策に関する迅速な情報収集および意見交換、ハ．職務権限内の業務執行決定に資する情報収集および意見交換が行われております。

なお、このセッション自体は決定権を持っておらず、案件の内容に応じて、ニ．主宰者または構成員が自らの権限の行使として決定する、ホ．社内規程に従い、主宰者または構成員が、取締役会、経営運営会議または各種委員会に付議するよう指示するという取扱いになります。

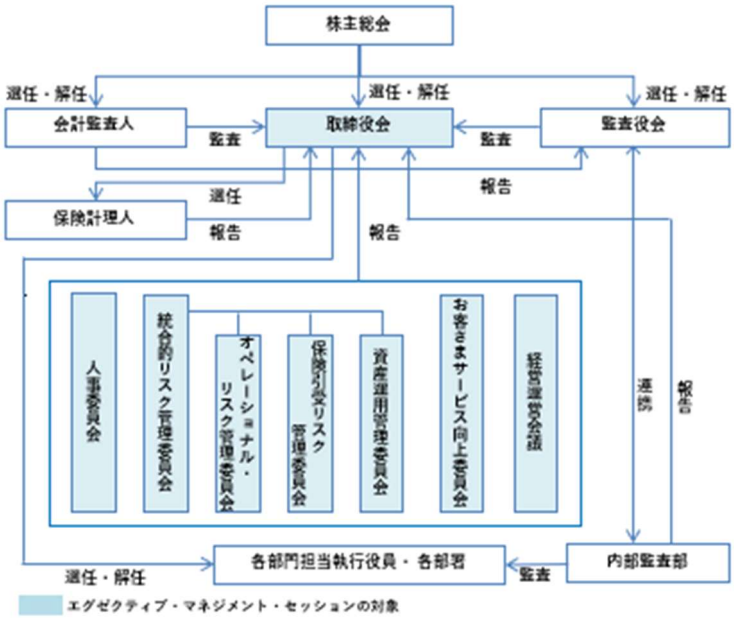

7．内部統制システムの構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

1．取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
（2）コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
（3）コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
（4）内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
（5）不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
（6）「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
（7）「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
（8）違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設けます。

2．取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

（1）当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」等の整備を行います。
（2）リスク管理体制を確保するために統合的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
（2）執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
（3）執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
（4）取締役会を原則月１回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5．取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告します。

（2）子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備します。

（3）当社および子会社において、監査役に（1）または（2）の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けることがないよう、必要な体制を整備します。

（4）取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。

（2）当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、取締役会、経営運営会議、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。

（2）監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。

（3）当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。

（4）当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要ではないことを証明したときを除き、これを支払うものとします。

9．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備します。

（2）当社内部監査部門は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行います。

（3）当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社および子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。

8．プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指し、お客さまの個人情報の取扱いに関する方針を「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」として定め、お客さまからお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

＊このプライバシーポリシーにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1．当社の名称・住所・代表者の氏名

エイチ・エス損害保険株式会社
〒104-0053　東京都中央区晴海 4-7-4　CROSS DOCK HARUMI 5F-A
代表取締役社長　堤信博

2．個人情報の取得・利用

(1)当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
(2)当社は、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、当社ウェブサイト上にお客さまが入力した情報、アンケート、お客さまから送付されたメール等、または事故連絡、各種お問い合わせ、ご相談等から個人情報を取得します。また、お客さまとの通話に際して、内容を正確に記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

3．個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記７、８、９に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1)当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については日本国内および海外で行う損害調査業務およびサービスのご案内・提供を含みます）を行うため。
(2)当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
(3)他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
(4)各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため。
(5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（海外の再保険会社との取引を含みます）。
(6)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため。
(7)当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため。
(8)お問合せ・依頼等への対応のため。
(9)当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため。

(10)当社が取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社取扱商品・サービスの改善、新規開発、広告配信等に活用するため。※１　※２

※１ウェブサイトの提供者が訪問者の情報をコンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー（cookie)」といい、当社のウェブサイトではお客さまへ最適なサイトやコンテンツを提供するための閲覧状況の統計的な把握、サービスの提供・向上等の事業活動、および広告配信等を目的としてクッキー（cookie）を使用します。

※２当社以外の第三者から取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社が既に保有しているお客さまの個人情報と紐づけて上記に掲げる利用目的の範囲内で利用する場合があります（この場合には、お客さまからあらかじめ同意を取得します)。

(11)その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

４．個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合

・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（海外にある委託先を含みます）※１

・再保険手続きを行う場合（海外にある再保険会社との取引を含みます）※２

※１海外にある委託先に個人データを提供する場合については、下記「17．海外における個人情報の取扱いの委託」をご覧ください。

※２再保険は保険引受リスクの分散等の観点から行うものであり、保険引受および個人データの提供について、ご本人の同意をいただく時点においては、最終的にどの再保険会社に再保険するか確定していないため、当該再保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名が特定できません。ただし、当社が再保険する海外再保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

再保険会社等の所在国一覧

EU 域内、英国、シンガポール共和国

当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」)。

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku

・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「７．グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください）

・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記「８．情報交換制度等」をご覧ください）

(2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

５．個人関連情報の第三者への提供

(1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者がクッキー（cookie）等の個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者が個人関連情報のご本人から同意を得ていることを確認せずに、個人関連情報を提供しません。

(2)当社は、法令で定める場合を除き、前号の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該

提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

６．個人データの取扱いの委託

(1)当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(2)当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています（エについては、下記「11. 特定個人情報の取扱い」の個人番号および特定個人情報を含みます)。

ア 保険契約の募集に関わる業務

イ 損害調査に関わる業務（海外における業務を含みます）

ウ 情報システムの保守･運用に関わる業務

エ 個人番号関係事務に関わる業務

７．グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

(1)個人データの項目

住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された、またはウェブサイト上に入力された情報、 クッキー（cookie）情報、その他サービス利用実績

(2)管理責任者

当社（当社の住所および代表者については上記「１．当社の名称・住所・代表者の氏名」をご覧ください）

(3)共同利用を行うグループ会社・提携先企業

下記「19. 会社一覧」をご覧ください。

８．情報交換制度等

(1)損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

一般社団法人日本損害保険協会：https://www.sonpo.or.jp/

損害保険料率算出機構：https://www.giroj.or.jp/

(2)代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：https://www.sonpo.or.jp/

９．信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

10．センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

11．特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記７、８の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、６、13、14、15、16 をご覧ください。

12．ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記の「18．お問い合わせ窓口」まで、また、事故に関するご照会については、「保険金支払に関するお問い合わせ」先、または下記の「18．お問い合わせ窓口」まで、お問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

13．個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記の「18．お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

14．個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置については別途「個人情報保護規程」等の社内規程において具体的に定めており、主な内容は次のとおりです。

(1)基本方針の策定

個人データ等の適正な取扱いを行うため、「関係法令等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についてプライバシーポリシーを策定しています。

(2)個人データ等の取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」等の社内規程を策定しています。

(3)組織的安全管理措置

・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者および当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実

施しています。

(4)人的安全管理措置

・個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。

・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)物理的安全管理措置

・事業所内への役職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)技術的安全管理措置

・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7)委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

安全管理措置に関するご質問については、下記「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

15. 匿名加工情報の取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

16.仮名加工情報の作成・利用について

(1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

・法令で定める基準に従って、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述・個人識別符号や具体的に選択された加工方法に関する情報（削除情報等）の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

・当社において仮名加工情報を作成するときは、その利用目的を公表し、その目的の範囲で利用するものとし、利用の必要がなくなった場合は遅滞なくこれを消去します。

・当社において仮名加工情報を作成・利用する場合においては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために当該仮名加工情報を他の情報と照合しません。

17．海外における個人情報の取扱いの委託

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。

(1)以下の項目について年に１回、定期的に書面等により確認を行います。

ア 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2)相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

(3)委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。

18．お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からのＥメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

エイチ・エス損害保険株式会社　カスタマーセンター

所在地　〒104-0053　東京都中央区晴海 4-7-4　CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話　0570-200543

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（年末年始を除く）

ホームページアドレス：https://www.hs-sonpo.co.jp/

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞

一般社団法人日本損害保険協会そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話　　03-3255-1470

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：https://www.sonpo.or.jp/

19.会社一覧（2023 年 4 月 1 日現在）

「７．グループ会社・提携先企業との共同利用」における当社グループ会社は次のとおりです。

株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社クオリタ、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄、株式会社ナンバーワントラベル渋谷、株式会社クルーズプラネット、株式会社欧州エキスプレス、株式会社ツアー・ウェーブ、株式会社ジャパンホリデートラベル、九州産交グループ、株式会社エージーティ、株式会社ラグーナテンボス、H.I.S.ホテルホールディングス株式会社、変な商社株式会社、H.I.S.Mobile 株式会社、H.I.S.不動産株式会社、株式会社地域創生 LAB

9．反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1．取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

2．組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

3．外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

4．有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

5．裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

10. 利益相反管理の基本方針

利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

1．対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

2．利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3．利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

4．利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- 当社の親金融機関等（現在ありません）
- 当社の子金融機関等（現在ありません）

（注）保険業法第 100 条の 2 の 2 をご参照ください。

Ⅴ　財産の状況

1．計算書類

（1）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2021 年度	2022 年度	科目	2021 年度	2022 年度
（資産の部）			**（負債の部）**		
現金及び預貯金	**1,946**	**1,582**	**保険契約準備金**	**985**	**1,333**
有価証券	**250**	**-**	支払備金	59	388
社債	200	-	責任準備金	925	944
株式	50	-	**その他負債**	**110**	**356**
有形固定資産	**69**	**61**	再保険借	0	-
建物	60	55	外国再保険借	-	22
その他の有形固定資産	9	5	未払法人税等	3	11
無形固定資産	**243**	**354**	預り金	2	2
ソフトウエア	76	180	未払金	37	64
ソフトウエア仮勘定	167	173	仮受金	66	255
その他の無形固定資産	0	0	**賞与引当金**	**6**	**15**
その他資産	**121**	**427**	**価格変動準備金**	**1**	**0**
代理店貸	17	186	**負債の部合計**	**1,103**	**1,705**
再保険貸	1	0	**（純資産の部）**		
未収金	27	98	**資本金**	**1,612**	**1,612**
未収収益	0	0	**利益剰余金**	**△83**	**△891**
預託金	27	24	利益準備金	23	23
仮払金	15	87	繰越利益剰余金	△107	△915
前払費用	29	29	**株主資本合計**	**1,528**	**720**
長期前払費用	-	0	**純資産の部合計**	**1,528**	**720**
資産の部合計	**2,631**	**2,426**	**負債及び純資産の部合計**	**2,631**	**2,426**

貸借対照表に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりとしています。
   ① 満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）
   ② 子会社株式・・・移動平均法に基づく原価法
   ③ その他有価証券・・・売却原価の算定は移動平均法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
   ① 建物および建物付属設備・・・定額法
   ② 上記以外の有形固定資産・・・定率法
   なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が１０万円以上２０万円未満のものについては、３年間で均等償却を行っています。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
   ① ソフトウエア・・・利用可能期間（５年）に基づく定額法によっています。
4. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
5. 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。
6. 賞与引当金は役員および従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 価格変動準備金は、保険業法第１１５条の規定に基づき算出した額を計上しています。
8. 保険契約に関する会計処理
   保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。
10. 会計上の見積りに関する事項
    ① 繰延税金資産の回収可能性
    (1) 当事業年度の計算書類に計上しておりません。
    (2) その他の情報
    a. 算出方法
    繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。
    b. 主要な仮定および翌事業年度の計算書類に与える影響等
    新型コロナウイルス感染症による海外旅行需要への影響は、2022 年度に政府による感染症危険情報レベルの引下げや日本入国時の水際対策の大幅な緩和など、国際的な人流回復に向けた動きが顕著にみられたことに加え、2023 年５月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「２類相当」から季節性インフルエンザと同じ「５類」に移行されたこともあり、今後はさらなる回復が期待されます。
    来期には課税所得が出る可能性はあるものの確実とは言えないことから、当事業年度末においても繰延税金資産を計上しておりません。
    繰延税金資産の回収可能性については、新型コロナウイルス感染の影響が収まる等により、将来十分な課税所得が確保できると判断された場合は、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する可能性があります。
11. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。
    ① 資産運用方針
    安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。

② 運用資産の内容およびそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券、により資産運用を行っております。有価証券は満期保有を目的として社債及びその他目的として株式に投資しております。

有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。

③ リスク管理体制

資産運用関連リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

12. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次の通りです。なお、現金及び預貯金、代理店貸、再保険貸、未収金、外国再保険借および未払金は、主に短期間で決済される予定であり、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

（注 1） 金銭債権の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預貯金	1,582	-	-	-	-	-
代理店貸	186	-	-	-	-	-
再保険貸	0	-	-	-	-	-
未収金	98	-	-	-	-	-
外国再保険借	22	-	-	-	-	-
未払金	64	-	-	-	-	-
合計	1,955	-	-	-	-	-

13. 有形固定資産の減価償却累計額は 41 百万円です。
14. 関係会社に対する金銭債務の総額は 97 百万円です。
15. 繰延税金資産の総額は 854 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 854 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金 703 百万円、異常危険準備金 140 百万円であります。また、当期における法定実効税率は 28.0％であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の増加 27.9％であります。
16. 支払備金の内訳は、次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前）	391 百万円
同上に係る出再支払備金	2 百万円
差　引	388 百万円

17. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	444 百万円
同上に係る出再責任準備金	0 百万円
差　引（イ）	444 百万円
その他の責任準備金（ロ）	500 百万円
計（イ＋ロ）	944 百万円

18. １株当たりの純資産額は 22,346 円 85 銭です。
19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

（2）損益計算書

（単位：百万円）

科目	2021 年度	2022 年度
経常収益	**260**	**1,883**
保険引受収益	**183**	**1,866**
正味収入保険料	183	1,866
為替差益	0	0
資産運用収益	**19**	**10**
利息及び配当金収入	17	1
有価証券売却益	-	8
為替差益	1	1
その他経常収益	**57**	**5**
経常費用	**924**	**2,682**
保険引受費用	**345**	**2,003**
正味支払保険金	115	919
損害調査費	148	169
諸手数料及び集金費	57	566
支払備金繰入額	1	329
責任準備金繰入額	21	18
資産運用費用	**-**	**0**
有価証券売却損	-	0
営業費及び一般管理費	**578**	**679**
その他経常費用	**-**	**0**
経常利益　（△は経常損失）	**△663**	**△799**
特別利益	**132**	**1**
固定資産処分益	131	-
価格変動準備金戻入額	-	0
その他特別利益	0	0
特別損失	**2**	**6**
固定資産処分損	2	4
価格変動準備金繰入額	0	-
その他特別損失	-	2
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	**△533**	**△805**
法人税及び住民税	2	2
法人税等調整額	479	-
法人税等合計	**482**	**2**
当期純利益（△は当期純損失）	**△1,015**	**△807**

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 106 百万円、費用総額は 685 百万円です。
2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	1,907 百万円
支払再保険料	41 百万円
差引	1,866 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	920 百万円
回収再保険金	1 百万円
差引	919 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	567 百万円
出再保険手数料	0 百万円
差引	566 百万円

5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	326 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△2 百万円
差引	329 百万円

6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	376 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△0 百万円
差引	376 百万円
その他の責任準備金取崩額	△418 百万円
その他の責任準備金繰入額	60 百万円
責任準備金繰入額	18 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。

預貯金利息	0 百万円
債券利息	0 百万円
株式配当金	0 百万円
計	1 百万円

8. 当期における法定実効税率は 28.00％です。
9. １株当たりの当期純損失は 25,048 円 00 銭です。

10.　関連当事者との取引は、次のとおりです。

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社 エイチ・ アイ・エス	被所有 直接100.0%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払 (注1)、(注4)	477	未払手数料	77
			保険契約の引受	元受保険料の受取（注2）	106	―	―
			ソフトウエアの開発委託	ソフトウェアの開発委託の支払 (注3)、(注4)	144	未払金	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

（注2）保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

（注3）開発委託金額に関しては、双方協議のうえ合理的に決定しております。

（注4）金額には消費税等が含まれております。

11.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

（3）キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 年度	2021 年度	2022 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	△533	△805
減価償却費	51	71
支払備金の増減額（△は減少）	1	329
責任準備金の増減額（△は減少）	21	18
利息及び配当金収入	0	△1
有価証券関係損益（△は益）	-	△7
為替差損益（△は益）	△2	-
固定資産処分損	2	4
その他の損益	-	2
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は増加）	41	△306
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額（△は減少）	15	229
小　　計	△402	△464
利息及び配当金の受取額	0	1
法人税等の支払額	125	△2
営業活動によるキャッシュ・フロー	**△276**	**△465**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△100	△149
有価証券の売却・償還による収入	-	357
資産運用活動計	△100	254
（営業活動及び資産運用活動計）	（△376）	（△210）
有形固定資産の取得による支出	△1	-
有形固定資産の売却による収入	1,075	-
その他	△181	△153
投資活動によるキャッシュ・フロー	**792**	**101**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	**-**	**-**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**1**	**1**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**517**	**△363**
現金及び現金同等物の期首残高	**1,428**	**1,946**
現金及び現金同等物の期末残高	**1,946**	**1,582**

キャッシュ・フローに関する注記

1. 重要な非資金取引の内容
   非資金取引について記載すべき重要なものはありません。
2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（4）株主資本等変動計算書

2021 年度　　（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612	23	907	931	2,543	2,543
当期変動額						
当期純損失			△1,015	△1,015	△1,015	△1,015
当期変動額合計			△1,015	△1,015	△1,015	△1,015
当期末残高	1,612	23	△107	△83	1,528	1,528

2022 年度　　（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612	23	△107	△83	1,528	1,528
当期変動額						
当期純損失			△807	△807	△807	△807
当期変動額合計			△807	△807	△807	△807
当期末残高	1,612	23	△915	△891	720	720

株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2.　金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2．保険業法に基づく債権

（1） 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

（2）危険債権

該当ありません。

（3）三月以上延滞債権

該当ありません。

（4）貸付条件緩和債権

該当ありません。

（5）正常債権

該当ありません。

3．元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

4．保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

		2021 年度	2022 年度
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	2,387	1,221
	資本金又は基金等	1,528	720
	価格変動準備金	1	0
	危険準備金	-	-
	異常危険準備金	858	500
	一般貸倒引当金	-	-
	その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
	土地の含み損益	-	-
	払戻積立金超過額	-	-
	負債性資本調達手段等	-	-
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
	控除項目	-	-
	その他	-	-
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	229	516
	一般保険リスク（R_1）	161	208
	第三分野保険の保険リスク（R_2）	-	-
	予定利率リスク（R_3）	-	-
	資産運用リスク（R_4）	33	17
	経営管理リスク（R_5）	7	15
	巨大災害リスク（R_6）	57	291
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/ {(B) ×1/2}]×100	2,076.3	472.8

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」（表の「(B) 単体リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①	保険引受上の危険 （一般保険引受リスク） （第三分野保険の保険リスク）	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
②	予定利率上の危険 （予定利率リスク）	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③	資産運用上の危険 （資産運用リスク）	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④	経営管理上の危険 （経営管理リスク）	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤	巨大災害に係る危険 （巨大災害リスク）	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5．時価情報

（1）有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区分＼年度	2021 年度末			2022 年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
公社債	200	200	0	-	-	-
外国証券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	200	200	0	-	-	-

③子会社株式および関連会社株式

該当ありません。

④その他有価証券

該当ありません。

（2）金銭の信託

該当ありません。

（3）デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

a.通貨関連　該当ありません。
b.その他　　該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a.通貨関連　該当ありません。
b.株式関連　該当ありません。
c.その他　　該当ありません。

（4）保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

（5）先物外国為替取引

該当ありません。

（6）有価証券関連デリバティブ取引（（7）に掲げるものを除く。）

該当ありません。

（7）金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第１号の性質を有するものに係るものに限る。）

該当ありません。

（8）暗号資産

該当ありません。

6．その他

- 保険業法第 111 条第１項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けています。
- 「当社およびその子会社等の概況」、「当社およびその子会社等の主要な業務」、「当社およびその子会社等の直近の２連結会計年度における財産の状況」については、該当事項はありません。
- 当社の 100％子会社で休眠状態にあったエイチ・エスサポートセンター株式会社は、2022 年 11 月 30 日に解散を決議し、2023 年２月 22 日をもって清算結了しました。

エイチ・エス損害保険株式会社
〒104-0053　東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A
https://www.hs-sonpo.co.jp/